

## 第9回農林ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成30年1月23日（火）10:40～12:11
2. 場所：中央合同庁舎第4号館2階共用第3特別会議室
3. 出席者：
  - （委員）金丸恭文（議長代理）、飯田泰之（座長）、吉田晴乃
  - （専門委員）白井裕子
  - （政府）前川内閣府審議官
  - （事務局）福島次長、窪田規制改革推進室次長、佐脇規制改革推進室参事官
  - （ヒアリング出席者）農林水産省：井上食料産業局長
    - 農林水産省：武田食料産業局食品流通課卸売市場室長
    - 農林水産省：信夫大臣官房政策課長
  - 国土交通省：真鍋大臣官房審議官（住宅担当）
  - 国土交通省：淡野住宅局建築指導課長
  - 国土交通省：深井住宅局建築指導課建築物防火対策室長
  - 林野庁：牧元次長
  - 林野庁：猪島木材産業課長
  - 林野庁：井口木材産業課木材製品技術室長
4. 議題：
  - （開会）
  - 1. 食品・流通構造改革について（農林水産業・地域の活力創造プランとりまとめ結果について）
    - （農林水産省からのヒアリング）
  - 2. 木材の利用を制限する規制・基準等の見直しについて
    - （国土交通省、農林水産省からのヒアリング）
  - （閉会）
5. 議事概要：

○佐脇規制改革推進室参事官 第9回「農林ワーキング・グループ」を開催いたします。

本日は、金丸議長代理に御出席をいただいております。

長谷川座長代理、林いづみ委員、青木専門委員、齋藤専門委員、林雅文専門委員、藤田専門委員、本間専門委員、三森専門委員、渡邊専門委員は、所用により本日御欠席でございます。

吉田委員は、おくれて参加されます。

林業の御専門の白井専門委員は、議題2からの御参加になります。

ここからは飯田座長に司会進行をお願いいたします。

○飯田座長 足元の悪い中、御足労いただきありがとうございます。

それでは、本日の議題に入らせていただきます。

議題1は「食品・流通構造改革について」です。農林ワーキング・グループでは、昨年11月、未来投資会議と合同で卸売市場を含めた流通構造の改革を推進するための提言を取りまとめました。一部については、去る12月に農林水産業・地域の活力創造本部にて改定された農林水産業・地域の活力創造プランにも反映され、今後、実現に向けて所要の制度改正が行われることとなっております。今回は、当ワーキング・グループで取りまとめた提言と、農林水産業・地域の活力創造プランの取りまとめた結果との相違点について、農林水産省より御説明をいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○井上食料産業局長 それでは、御説明をさせていただきます。

資料1に12月8日に決定をいたしました活力創造プランの流通構造改革に関連する部分を配付させていただいております。具体的な内容は別紙9でございますけれども、卸売市場を含めた食品流通の合理化、生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進するというところで、それぞれ具体的な内容を決定してございます。

2のところでございますように、食品流通の合理化につきましては、今後の合理化の方向性ということで物流等の効率化、情報通信技術等の活用、鮮度保持等の品質・衛生管理の強化、国内外の需要への対応といった方向性を示しつつ、こうした方向性に即した取り組みを事業者が進めようとする場合に、その計画を国が認定をして、認定したものについては支援をしていくこととしてございます。これは会議の提言と同様の内容と認識してございます。

続きまして、生鮮食料品等の公正な取引環境の確保ということですが、まず(1)で、これは卸売市場に限定されません。流通全体に係るものでございますが、公正な取引環境確保のための調査等ということで、例えば買い手が支配的な立場を濫用すること等のないように、取引状況について農林水産省が定期的な調査を行い、不公正な取引が確認された場合には公正取引委員会に通知をすることとしてございます。

次に(2)卸売市場についてですが、ここにつきましてはまず中央卸売市場整備計画等の計画、制度については廃止をすることにしておりまして、また、中央卸売市場、地方卸売市場について、現在の認可あるいは許可制から認定制に変更するということがあります。したがって、今後は認定を受けない卸売を行う施設も適法に行える制度となります。

認定をする際の要件として、共通のルールとして遵守する事項ということで、2ページの下の方、①から売買取引の方法の公表、差別的取扱いの禁止、受託拒否の禁止、代金決済ルールの策定・公表とありまして、⑤、⑥の取引条件、取引結果の公表の点について

は、従来よりも充実した公表内容にすることとしておりまして、さまざまな市場での参入要件等についての御指摘をいただいておりますが、⑤の取引条件の公表の中に実務的ルール等とございますけれども、こうした市場への参入要件も含めた実務的なルールについても、公表してもらうことを義務づける予定としてございます。

⑦ですけれども、以上、申し上げました共通のルール以外の第三者販売の原則禁止、直荷値引きの禁止、商物一致の原則等のルールについては、国としての一律の規制はやめまして、市場ごとにそれぞれ定め得る。ただし、定めた場合にはそれぞれの市場のルールはしっかりと公表を義務づけるといった形にさせていただく予定としてございます。

以上の点との関連で申し上げますと、受託拒否の禁止についてはさまざま議論がございましたけれども、政府の決定においては、中央卸売市場については受託拒否の禁止を高い公共性を有する認定を受ける中央卸売市場としては、存置をすることにしております。

なお、以上、申し上げました内容につきましては、昨日から開会をされております通常国会に卸売市場法、食品流通構造改善促進法の改正案を提出すべく今、準備を進めているところで、また、法律が成立した暁にはここで定めたルールに従って実際に今後行われる取引の状況等を見て、施行後5年を目途に検証をして、必要な見直しを行うことにしているところでございます。

以上でございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの農林水産省からの御説明について御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

○金丸議長代理 意見といたしますか、私の理解を述べたいのですが、この別紙9の1番目に基本的な考え方が3つ述べられているわけですけれども、特に1つ目の○で、食品流通の中で卸売市場が果たしてきた集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能は重要である。それはそうなのでしょうけれども、今後も食品流通の核として存在をしたり、広く社会から支持されるかどうかは、2番目の食品流通の合理化の方向性で示されているア、イ、ウ等の物流等の効率化とか、情報通信技術等の活用とか、鮮度保持等の品質、衛生管理の強化あるいは国内外の需要への対応次第ではないか。法律で堅持すべきであると言ってみたくところで大口需要の農家、地域との直接取引、あるいは農業者、農協と消費者との直接の取引に移っていくわけですから、これからの新しい卸売市場の考え方として、この機能を担っていただく仲卸、卸、市場関係者のそれぞれの方々の生産性向上、技術革新によるコスト低減、ペーパーレス化、決済のリアルタイム化とか、それぞれの組織が自己改革をしていただかないことには、重要な機能として残すべきだといったところで、私はそれこそ市場から逆に淘汰されることにならないとも限らないので、関係者の皆様の御努力といたしますか、改革の努力を期待したいところでございます。今、申し上げたようなところを含めて、5年後にまた検証することになるのではないかと考えています。

加えて申し上げますと、1品当たりの小売業の粗利益率が、総じて仕入れて販売をする

小売業の人たちの粗利益率が25%前後ですから、その25%の小売業の人たちが一般管理費の経費を差っ引いて得られる営業利益率は、日本の小売業も世界と比較すると著しく低い。どのガリバーもです。

一方で農業者の所得を向上させるというのをずっとこの規制改革推進会議でも申し上げ、そして農水省の皆様もいろいろな議論とか検討をなされていられるわけですが、1品当たりから得られる所得というのは手取り農業者の人は3割ぐらいということですから、真ん中の流通構造でかかる経費が45%、一品一品占めているわけですから、しかも誰がどのようなリスクをテイクして、それにふさわしいリターンがあるかということ、農業者の方々は天候にも左右され、あるいはいろいろな大型の設備投資もなったり、機械も買ったということをやっているらっしゃって現状の所得ですから、農業者以外のさまざまな関係者が引き続き新しい時代にふさわしい改革を行わないと、今の日本の流通構造というのは例えばAmazonとかが参入する余地を複雑な流通構造があること自身が有しているということです、ぜひ農水省の皆様も新しい時代にもさらに目を向けていただいて、監督官庁として今回の制度設計にぜひ生かしていただきたいと思います。

以上でございます。

○飯田座長 いかがでしょうか。

○吉田委員 Amazonの話が今、出ましたが、Amazonはどれぐらいディストラクティブですか。要は金融市場のビットコインになり得るのか、旅行業界のAirbnbなのか、それとも規制で何とか追い出そうとしていらっしゃるのか。消費者としてはぜひ受け入れていただきたいと思っております。ただ、私もこの辺に住んでいるのですが、マルシェの農家の方々が週末定期的に市場を開かれています。こういった会議に出席させていただいているので、農家の方々と接触していろいろな情報交換をさせていただいておりますが、消費者にとってはとてもいいのですが、農家の方々は、違ったご意見のようで、現在の仕組み、いわゆる農協のようなオーガナイゼーションが必要だといわれているように思いました。確かに古くていろいろなマイナス点もあるのですが、間に存在することである価値を提供されているようで、今後も淘汰されることは恐らくないのではないかと感じました。何かその辺の対策は考えていらっしゃいますか。

○飯田座長 では、あわせて井上局長。

○井上食料産業局長 まず農業者にとって有利な販売ルートを選べるような環境にしていこうという考え方で改革をしてきておりますので、例えばインターネット等について規制でそれを入れさせないようにするということはありません。

ただ、今も御指摘がありましたように、農業者にとってどれがよい条件かというのは、卸売市場を通したから悪いということでもなく、また、インターネットだからとてもよい条件で自分に入ってくる利益が多いわけでも一概には言えないということでもありますから、さまざまなルートを選べるようにする。また、選べるようにするために買い手の側がどのような条件を提示しているのかを、生産者の方が一個一個調べていくこともあるわけです。

けれども、なかなかそれではわかりにくいということで、アグリーチといういわゆるマッチングサイトをつくってございまして、売り手側と買い手側、買い手側は卸売市場の中にも登録しているところがありますし、インターネット業者も登録していたり、実需者、小売の方も登録できます。そういうもので自分はこういうものをこういう条件で出したいと登録をし、買い手の側も登録をして選べるような情報提供の仕組みなどもつくってございまして、そういう中で有利なルートを選んで農業者の所得向上につながることを目指してございまして。

そうした中で今回の卸売市場規制の見直しに関しましては、卸売市場の外では食品衛生等の規制を除いてはほとんど何も規制もなく流通が行い得るような状況にある中で、卸売市場の中においては国の一律の規制によって取引の形態が制約をされていたということがあります。そういう制約を国一律としては取っ払って、卸売市場関係の業者の方がどうすれば消費者にも受け入れられ、生産者にとってもよりメリットのあるような中間流通になれるのかという創意工夫をしていただけるような環境を、今回の見直しによってつくっていかうということで、こういう仕組みを活用して、業者の方が創意工夫をどのように発揮していくか、そこに期待したいと考えますし、また、法律が施行された後も取引の実態がどのようになっているのかということも検証をしっかりとしていきたいと考えてございまして。

○金丸議長代理 1点、質問があるのですが、中央卸売市場と地方卸売市場の区分けなのですけれども、ここでは一定水準以上の規模を有するとなっておりますね。そうすると取扱高が一定の水準を超える。でも例えば地方卸売市場としてやっていて、中央卸売市場になるべき資格要件の一定水準を超えた場合も、その地方卸売市場は地方卸売市場としてやっていきたいと思われた場合はどうなりますか。

○井上食料産業局長 今回の設計においては、中央卸売市場になり得る規模を持っているものについて、従来のように地方卸売市場を任意で選択することはできなくなる方向となり得ますけれども、ただし、中央と地方の区分けのところは単に施設の規模だけではなくて、例えば取扱品目のバラエティーとか、そのようなものも含めてどうするか。これは現実、今後、起こり得ることも含めて少し柔軟なといいますか、実態に即した設計をすべく検討しているところでございまして。大きさだけではない区分けの要件を含めて考えております。

○金丸議長代理 要するに、主催をする方が地方卸売市場が中央卸売市場になることを望まないというケースについて今回は中央卸売市場にならなければいけないというわけではないという理解でよろしいですか。

○井上食料産業局長 そもそも認定を受けなくても適法に今後は行い得るということでございまして。その選択肢はまずあった上で、認定を受けようとしたときの中央と地方の区分けについては、施設の規模だけではない要件を設定すべく検討しているところでございまして。

○飯田座長 ありがとうございます。

ほかに何かありますでしょうか。

○吉田委員　こちら2ページのエのところ、上のほうに書いてある国内外の需要への対応ということで、特に海外市場への輸出ということをどのように考えて、どのような施策があるのかなと思って、私も興味本位で実はこちらの委員に選ばれてからいろいろな農家の方々とお話をしています。特に米の輸出のところです。総理は4倍ということもおっしゃっていて、お米のままを出しているのでは価格競争で日本のよさは全然出ません。加工品にしてどうやって付加価値をつけて出すか。私は実はアイデアがあるのです。でも各農家の方々のチャレンジというのもヒアリングの中から見えてきたのです。今、そのような点については、どういう施策がございますか。

○井上食料産業局長　輸出についてはさまざまな施策を今、用意しているわけですが、米のお話がありましたので米について申し上げさせていただきますと、今、日本から世界全体に出ている米の輸出というのは年間1万トンぐらい。大きく伸びていますけれども、量としてはまだ小規模にとどまっているということではありますが、これを海外に輸出していく。

特に中国を挙げさせていただくと、1億5,000万トンの消費があると、日本国内の米の生産量は800万トン弱だということなので、中国市場に米を輸出できるとなると非常に大きな効果があるということで進めておりますが、さまざまな規制があって、その緩和・撤廃を相手国にしてもらうための取り組みを行うと同時に、比較的検疫上の問題がないようなパック御飯、加工食品ということもありまして、米粒を出す場合と規制が違っていますので、規制の緩和・撤廃の交渉を進めつつ、日本米に対する認知度を高めるという意味で、比較的輸出がしやすいパック御飯についてのプロモーションをやったり、また、産地から海外の輸出先国までのサプライチェーンをどうやって具体的な事業者を特定してつないでいくかということで、つい先般、10万トンの米の輸出計画を農水省はつくりまして、進めるというようなことをやっています。

そのほか、さまざま輸出の関係の取り組みはあるわけですが、例えばこの中で出てくる取り組みとしては、輸出をするに当たっての物流センターのようなものを卸売市場の近傍あるいはその中につくる。あるいは空港の中につくるといったようなことで、輸出をする際の拠点にしていくような施設とソフトが相まった整備であるとか、あるいはインターネットを通じた海外への輸出の仕組みを構築されようとしているような事業者もあったり、そういったものもこの流通構造改善促進法のもとでも支援をしていきたいと思えます。

輸出についてはさまざま例を申し上げましたけれども、また別途お時間をいただければ全体像を御説明させていただきたいと思えます。

○飯田座長　ありがとうございました。

それでは、時間がまいりましたので議題1については以上といたします。農林水産省の皆様、御出席ありがとうございました。

(農林水産省 退室)

(林野庁、国土交通省、白井専門委員 入室)

○飯田座長 続きまして、議題2「木材の利用を制限する規制・基準等の見直しについて」であります。

農林ワーキング・グループでは、昨年11月に林業の成長産業化と森林資源の適切な管理推進のための提言を取りまとめ、その後、この提言を盛り込んだ規制改革推進会議の二次答申を決定しました。提言については12月に政府において策定された新しい経済政策パッケージに反映されており、政府の方針として具体化、実現されることになっております。

本年は、この中で年央まで具体的に進めていくとされた事項について、集中して議論を進めたいと考えております。本日はその第1回目としまして、答申で示した木材の利活用を過度に制限している基準、規制等の見直しについて検討いたします。

主伐期を迎えた森林資源を集積・集約化させ、林業の生産力を高める仕組みづくりと同時にサプライチェーン、とりわけ川下における需要を拡大させていくことが林業の成長産業化を進める上では不可欠かと存じます。

昨年ワーキング・グループにおいては委員、専門委員の皆様方、意見陳述のために御出席いただいた事業者等の関係者の方々、さらには行政側からも強度の面や防耐火の面でさまざまな規制や基準などについて課題を洗い出し、必要な見直しを進めていくことが木造需要を拡大する上で有効であると指摘されてまいりました。

例えばJAS基準が策定されても建築基準関連規制が整備されるまでは、木材が幅広く使ってもらえないことについてどのように対応していくか。無垢材の利活用を進めるための制度整備についてどう考えるか。伝統的な構法のよさを引き出す上で現在の建築規制を一律に適用するのが合理的なのか。商業施設や学校といった大規模な建築物について、4階建て、5階建ての木造が建てられるような状況をつくるべきではないのか。私自身もさまざまに問題意識を深めてまいりました。

本日は、大きな意味では我々と問題意識を共有しながら、具体的な制度の見直しを進めておられる国土交通省にお越しいただき、現在の検討状況を説明していただき、議論を進めたいと思います。また、国土交通省と密接に連携して検討を進めておられる農林水産省からも、質疑対応にお越しいただいております。

早速ですが、国土交通省の真鍋審議官より御説明をお願いいたします。

○真鍋大臣官房審議官 国土交通省の真鍋でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。お手元の資料2を御用意してございますので、お時間を拝借して御説明してまいればと思っております。

まず1枚開いていただきまして、今、座長から御指摘がございました建築基準あるいは建築規制、私どもが建築基準法という法律を根拠といたしまして建築規制をしてございます。

まず建築基準法の目的でございますけれども、これは建築物の最低限の基準を定めて国民の生命、健康、財産の保護を図る。こうしたことが目的となっております。建築基準法には多岐にわたる規定がございますが、大きく分けまして建物の安全性を定める単体規定と言われる部分、まちづくりの基準を定める集団規定と言われる部分、この2つが大きくなりますけれども、特に使われる材料、木材ですとかコンクリートですとか鉄ですとか、そうしたことの特性に応じて安全性についての規制を定めているのは構造の強度あるいは防耐火の部分、そうしたものが中心になってこようかなと思います。

以降、構造に関する事、こうした防火や避難に関する事の規定を中心に御説明してまいりたいと思います。

2 ページ目、まずは構造強度、構造関係規定についてのあらましでございます。建築基準法は過去にも度重なる改正がございましたが、大きく申し上げましてこんな構成になっています。まず法律や政令では建物の安全性を確保するために必要な性能、どのような性能をどのくらいの水準でということが規定されております。これを告示などで検証方法を定めております。この中には試験による検証方法、計算による検証方法などもありますけれども、例示的な簡便な仕様というものを設けまして、これに合致すれば適合している、建物が建てられるというようなルートも開いている。こういった複数の道がございます。

3 ページ目は構造関係規定について、もう少し具体的な規定の中身を見てみますと、建物の規模に応じまして基準を定めております。大規模な建築物、例えば60メートルを超えるような超高層の建築物になりますと、高度な構造計算による検証を求めています。これに対しまして小規模な建築物、例えば戸建て住宅のようなものについては、簡便な方法で設計が可能になるように基準を設定しております。木造の2階以下の小規模な戸建て住宅などについては、複雑な構造計算は求めないというようなことでルートを開いてございます。

続きまして4 ページ目でございます。構造関係規定については過去さまざまな地震の被害などを踏まえまして、この被害を防止するために必要な見直しを行う。一方で技術の進歩に対応した基準の合理化、この両方を進めてまいっております。昭和56年に今の耐震基準を導入した。これが一番大きな変化でございますけれども、大きな地震が起こったときに倒壊、崩壊をしないというようなことを基本にしながら基準を定めておりますが、技術の進歩に応じた合理化というものを一方で進めてございます。その内容の一端を5 ページ目以降でお話してまいりたいと思います。

最近の動きでございますが、5 ページ目にCLTという言葉が出てまいります。これは比較的新しいタイプの集成材、直交集成板と言われるものでございますけれども、このCLTについては日本国内では余り適用例がこれまでなかったということがございまして、材料の強度や一般的な設計方法が明らかではなかった。このため1つずつCLTを使います建物については、国土交通大臣の認定を得ながら建物を建てていく必要がございましたけれども、林野庁さんの御尽力によりましてCLTの材についてのJASの制定、さらにさまざまな実験に



よる検証を経まして、28年4月に一般的な設計方法などに関する国土交通大臣の告示を順次定めることができました。これによりまして1件ずつ国土交通大臣の認定を経ることなく、通例の確認申請というような手続でもって、CLT構法を用いた建物が建てられるに至ったということでございます。

6ページ目でございますけれども、CLTを用いた建物にもさまざまなバリエーションがございます。全てCLT構法でつくることもございますけれども、6ページ目にありますのは北欧や北米でよく見られるツーバイフォー工法の中でCLTを一部床版、屋根版に用いるというような、言ってみればハイブリッドのような使い方をするものについても、これまでは高度な構造計算を行わなければ扱うことができなかつたということがございますけれども、これもさまざまなニーズがございまして、一般的な構造計算のみでこれが建てられるようになるということでございまして、少し簡便な方法が編み出された。これも告示を既に制定し、昨年9月に施行してございます。

7ページ目は、現在進行中のものがございますけれども、CLTというのはここにイラストがございますが、木材の板を互い違いに組み上げて、層構造をつくっていくという集成材の一種なのですけれども、今、告示に位置づけられているものについては5層のものを位置づけております。この5層のものについては実験で性能が確認されたものということで告示に取り入れているのですが、その後、実験を繰り返すことによって性能が確認できたものがございます。それが3層のものでございまして、少し薄手のものについても強度が確認できたということがございまして、現在、告示の修正のパブリックコメントを行っているところでございます。これによりまして御意見を募集して、その御意見を踏まえた上でなるべく早いうちに、この告示も制定していきたいと考えてございます。

ちなみに先ほど座長のお言葉の中にも、あるいは今、私の説明の中にもJASのことが出てまいりましたので、JASと建築基準との関係について若干触れさせていただきたいと思っております。

8ページ目をごらんいただきたいと思っておりますけれども、木造の建物の設計に当たりましては木材の品質あるいは寸法の精度の安定が必要である。これは論をまたないわけでございますけれども、構造計算で用いる木材の強度の数値を与える必要がございます。これは木材に限りませんで鉄筋コンクリート造や鉄骨造においても、材としての強さが明らかになりませんと構造計算ができないということになります。CLTにつきましてはJAS、日本農林規格の中で材料としての品質を定めていまして、そのために必要な試験などを行った上で定められている。これは林野庁さんの御尽力もありまして既に定められております。

建築基準法では、JASに適合したCLTの材について構造計算で用いる強度の数値を定めております。この数値を定める際にはJASの制定時の試験では必ずしも行われていなかった一連の強度試験、下にありますような圧縮、引張、曲げ、せん断というようなさまざまな力を与えまして、その強度を確認する。それによって明らかになった値を告示で定めることによりまして、構造計算が実現することになります。このようにJASによる規格と建築基

準による強度の基準、この2つが両輪となりまして木材の利用が構造計算によって可能になるという仕組みでやっているわけでございます。

9 ページ目は少し別の課題になりますけれども、木造の建物の中にはいろいろなタイプがございます。通常、木造の住宅、木造の建築物として数多く供給されているような現在の木造の建物とは少し異なりまして、伝統的な構法がございます。人によって少し定義の仕方は違うかもしれませんが、例えば接合部を組み立てるに当たりまして金物、金属製の補強材を使わないとか、あるいは筋交いなどの補強材を使わない。壁については土塗り壁といった壁を用いるなど、言ってみれば日本のトラディショナルなつくり方によって木造住宅をつくるという方法もございます。

そうした方法については、一般的な現在行われている供給方法、工法とは違いますので、従来の建築基準法の仕様規定には必ずしも合致しない部分がございます。このために高度な構造計算をしていただいて、その強度を明らかにするというルートは開かれておりましたけれども、ともすれば手間がかかるということでございまして、その問題が指摘されておりました。このために設計者等の負担を軽くするために、こうした伝統的なつくり方による木造住宅についても仕様規定、つまり告示の中で一定のルールを与えまして、それに合致する場合については高度な構造計算をせずに建てられるような選択肢をふやそうではないか。こういうことでこれまで幾つかの試みをしてございます。

9 ページ目でございますのは、基礎と柱を緊結する、とめるときに通常の場合は金属製の金物と言っておりますが、補強材で緊結するわけでございますけれども、これをしないような、だぼという接合材で結びつける伝統的な方法でも一定の場合にはよろしいのではないかと。さらに下のように火打ち材というような隅の部分を補強するための材、これを板張りでもよろしいのではないかと。これについて実験などを行いまして、その強度を確認した上で道を開くような見直しを既に行っております。

10 ページ目につきましては壁の基準でございますけれども、通例、土塗り壁、土で壁をつくっていくという伝統的な構法でございますが、全面に土が塗られている場合だけではなくして、部分的に土を塗った壁をつくっていくというようなバリエーションについても、告示の仕様に位置づけてこれを認めていく。あるいは壁材について少し厚手の強くした壁についても、その基準を明らかにして伝統的構法の中で生かすような道も開くような告示を昨年9月に実際に施行してございます。

11 ページ目につきましては、土台の部分と柱の部分をやはりこれは金物などで緊結をして、これが浮き上がらないようにするというのが通例の方法でございますけれども、伝統的な方法ではこうした金物を使わないというような方法もございますので、そうした場合でも一定の壁量があれば、全体として建物が強固なものになるということを確認いたしまして、そうした道も開く。こうした伝統的構法の道を開くという告示を既に施行してございます。

このほかにも12 ページ目でございますような、もう少し文化財として価値のある建物に

つきましては、必ずしも建築基準法の一定の基準あるいはその強度の性能を求めることがふさわしくないというケースがあるかと思えます。ただ、これを一般的な建物に広げることについては異論もあろうと思えますが、国宝ですとか重要文化財は論をまたないですが、自治体が指定するような地域の文化財、こうしたものについても公共団体が条例の中でそれをきちんと位置づけていただくことによって、建築基準法の一般的な規制を適用除外にするという道が実はございます。そうしたことを条例を定めて位置づけ、適用除外措置を設けている公共団体さんもあるにはあるのですが、まだまだ一般的ではない、普及していないということもございますので、私どもは専門家の先生方、関係の自治体なども御協力いただきまして連絡会議を設け、この条例を活用していただくような、あるいは条例を整備していただくようなガイドラインを今まとめつつございます。そうしたことについてのノウハウも公共団体の皆様方と共有しながら、真に文化的価値のあるものについては、必ずしもその建築基準法を守らずに別の道を行くという方法論もあるのかなということも道を開いてまいりたい。これは準備中でございます。

13ページをごらんいただきたいと思えます。建物に使われるさまざまな材に着目した規制の大きな2つ目は、防火・避難の関係でございます。いわゆる火災が起こったときの安全性をどう確保していくのかという規制でございますけれども、これも先ほどの構造の規定と同じように、法律や政令ではどういった性能を、どの水準で確保するのかという大きな方針が示され、告示などによりまして検証方法や例示の仕様、簡単な基準が列記されるというような仕組みになっております。

14ページ目は、もう少しそれを具体的に並べたものでございますけれども、防火・避難の関係。火災から人命や財産の保護を図る。しかも火災による被害をできる限り最小限に食い止めるという観点から、頻繁な出火の防止、在館者の避難安全の確保、周辺への加害の防止、市街地火災、これは大火と言われるようなかなり大きな火事、広がりのあるような火事ということですが、それを防止するという複数の観点から規制を設けております。

15ページ目にももう少し具体的な規制の中身を分解して書いてございますけれども、建物の主要構造部と言われております。建物を構成する基本的な要素について、建物の規模、用途、階数、どんな場所に建つのかという立地、そうしたことに応じましてそれぞれ規制を設けております。これによりまして、この基準に合致したものは建てられるという仕組みになってございまして、この際に主要構造部が木材を使ったものであるのか、あるいは鉄筋コンクリートなどを使ったものであるのか、それらによって性質が異なりますので、基準の中身が異なるということになります。

16ページ目をごらんいただきたいのですが、先ほどの地震と同じように過去に大きな火災、その中には多数の犠牲者あるいはかなり広い領域で火災が広がるというような例もございまして、そうした教訓を踏まえまして過去、規制を見直してきた経緯がございます。一方で、やはり構造と同じように科学的根拠を持って合理的な考え方をすれば、必ずしもこの基準に満たなくても同じ性能は確保できるのではないかという道が開かれるべきだと

いうさまざまな御指摘もございまして、17ページ目に最近の防火・避難関係のどちらかという合理化を図った歴史が書かれてございます。

昭和62年には、例えば木材を使った建物については火によって一部燃えてしまっても、建物として倒壊しないぐらい強度がある程度確保できるものについては、一部燃えてもよろしいのではないかという、いわゆる燃えしろ設計の考え方を導入するという基準の見直しが図られたほか、平成4年にはいわゆる性能規定化ということで、性能を満たす建物について技術的に検証できたものについてはこれを認める。木造であっても準耐火構造として定義するような道を開くような見直しも行われました。実際に防火地域、準防火地域というような、市街地の中心部以外のところでの木造3階共同住宅も認めるという大きな見直しがありました。

平成10年には、この考えを推し進めて木造でも耐火構造、これは要するに火に強いということでございますけれども、そうしたものを実現できるような道も開き、準防火地域でも木造3階の共同住宅を認めるというふうにさらに、その範囲を拡大する見直しをしております。

平成16年には、伝統的構法で用いられる木造の外壁や軒裏を防火構造の告示仕様として追加し、先ほど構造面での伝統的構法についての告示の見直しなどを御紹介しましたが、防火面でも同じような見直しを進めております。

さらに最近のことになりますが、平成26年では実大実験を3件ぐらい行いまして、その中で確認できた性能を踏まえまして、木造3階建ての学校などについても認めるルートを設けております。このように木材の利用を拡大するような科学的根拠を持った合理化を進めてきましたけれども、最近の実例といたしまして18ページ目以降で木材を利用した大規模な建物の事例を簡単に紹介してまいりたいと思います。

18ページ目は、地上4階の木造の耐火建築物、これは京都市にございます。それから、奈良市内にあります地上5階、2階から5階部分を木造でつくったという福祉ビルでございます。

19ページ目は、最近都内で話題になりました足立区内の特別養護老人ホーム。これも地上5階建てで2階から5階が木造できております。今、工事中でございますけれども、江東区立の学校でございますが、地上5階で鉄筋コンクリート造や木造とのハイブリッド、いわゆる混構造によって建築中のものがございます。

さらに大規模なものになりますと20ページ目でございますけれども、高知県の自治会館、これは地上6階建てで高知市内にございますが、4階から6階の部分を木造でつくっており、さらに仙台の共同住宅なのですけれども、現在、建築途中。地上10階でございまして、これは一部CLTを用いるということで、これも混構造でございますが、このような大規模なものも木材の利用が進んできた一環として御紹介したいと思います。

今後の取り組みについて少し御紹介してまいりたいと思っておりますけれども、21ページ目以降に現在、国土交通省の審議会でございます社会資本整備審議会建築分科会という

ところで、今までの建築基準の合理化を踏まえた上で、さらに今、建築をめぐるさまざまな状況を踏まえた上で、合理化が可能ではないかという観点でさまざま御議論をいただいているところでございます。

幾つかの論点がございまして、1つは既存の建築や住宅のストックを有効利用する観点で、今の建築基準がこのままでよろしいのかどうかという観点。

2つ目は、木造建築をめぐるさまざまなニーズを踏まえまして、さらなる合理化が図れないかどうかという観点。

さらに、いろいろな災害が起こっております。糸魚川でも大きな火災が起きました。埼玉県でも倉庫の非常に大規模な火災が起こったことを踏まえまして、建物の安全性を確保するためにどのようなことができるのか。こういう複数の観点で今まさに御議論をいただいているところでございます。特に木造建築の部分について論点になっていることを少し御紹介したいと思います。

22ページ目以降であります。このあたりはかなり複雑になりますので簡便に御紹介したいと思うのですが、今の建築基準法の規制の中では高さ13メートルあるいは軒高が9メートルを超える木造建築物、これは原則、耐火構造を義務づけることとなりますので、少し重装備なものになるという規制がございます。こうしたことがございますので、なかなか大規模な木造建築物を建てにくいという声もございます。これを科学的根拠をもとに合理化を図りたいということで、16メートル以下のものは耐火構造を義務づけることあたりについて対象外にすることによって、その道を開くことができなかと考えてございます。また、周囲に十分な空地が確保されているものについては、こうした規制を対象外にすることも合理性があるのではないかと考えてございます。

さらに、この16メートルを超えるような大きな建物につきましても、従来、通常の火災が終了するまでの間、主要構造部が機能を喪失しないということを念頭に規制を組み立てておりましたが、例えば消防による消火、そうした消火活動などの効果も念頭に置きながら、さらなる合理化が図れないかという観点で議論が進められております。これによりまして少し従来よりも規模の大きな木造建築が容易になりますし、さらに大きなものについても木造建築をつくりやすくするような基準ができないかという、まさにこれは検討途上でございます。

23ページ、建物の中で火災が広がらないようにということで、防火壁という基準がございます。この防火壁があることによって建物の中で火災がどんどん燃え広がるのを一定程度食い止める効果があるわけでございますが、この壁による効果だけではなくて床による効果も見込んだ上で、基準の弾力化が図れないかという見直し。さらに23ページ目の下は外部、隣の敷地などからもらい火をしにくくするために、延焼のおそれのある部分について一定の性能を義務づける措置がございますが、これももう少し科学的に見てみますと弾力化できるのではないかという観点から今、見直しの作業を進めております。これがひいては木造の建築について、その範囲を広げることにつながるのではないかと考えてござい

ます。

最後、24ページ目でございますけれども、先ほど防火や避難の規制の中には立地による規制があると申し上げました。わかりにくいと思うのですが、実は都市計画の中で防火地域、準防火地域というような地域がございます。これは都市の中心部についてそういった位置づけをして、防火地域、準防火地域、それぞれについて火災が大きく広がらないような建物についての規制を設けているところでございます。大体都市の中心部にございます。こうした防火地域、準防火地域に建てられる建物というのは、当然のことながら防火性の高い建物ということで一定の厳しい基準が定められておりますけれども、そうしたものについてもう少し合理化ができないのかという観点で、周囲への延焼リスクを低減することができる建物というものを耐火建築物というような一番耐火性、防火性の高い建物と同等に取り扱えないだろうかというような見直しをしております。

イラストがわかりにくいかもしれませんが、今までは建物の外部、内部それぞれについて燃えにくいような措置を義務づけておりましたが、外部について燃えにくい措置をする場合に、内部については少し緩やかにしてもよろしいのではないかと。こういう考え方によりまして基準の合理化を図っていきたくております。これによりまして外側はしっかり燃えないような措置をしていただいて、内部については木材の利用が広がってくるのではないかと考えてございます。

以上、一端を御紹介しましたけれども、こういった検討に当たりましては、きょうお並びいただいております林野庁さんからもさまざま御意見をいただき、また、木材の関係の業界団体からもさまざまな御意見をいただき、そうした内容を反映しつつ検討を進めているところでございます。

長くなりましたけれども、私の説明は以上とさせていただきます。ありがとうございます。

○飯田座長 ありがとうございます。

先ほど御説明いただきました資料とは別に、本日の議論の参考となる資料を配付させていただいております。参考資料でカラーのコピーなのですが、また、あわせて専門委員、委員の皆様方にはこちらにプリントしました本のもとで、大体のものが著作権法上コピーできないので回し読みに。こちらの資料にも掲載されているように、世界では木材の利活用が進み、高層のものや大規模なもの、さまざまな木造建築が建てられております。日本においてもこのように木材をふんだんに活用した高層建築物を建てることもよいのではないかと。一方、海外とは異なり、日本の制度ではまだ難しいところというのがあります。今後の議論の参考にしていただければと思います。

ただいまの国土交通省様からの御説明について御意見、御質問がありましたら御発言いただければと思います。

○白井専門委員 9ページの告示について、非常に長い間、実験と研究、そして議論をされてきた関係者の皆様に深くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それに関して2点あります。法律にその国の考えが見えることがあります。日本の建築基準法は「最低の基準を定める」と始まります。フランスの建築基準法は「建築は文化の表現である」と始まります。フランスでは文化、伝統というのは特殊なものではなく、直接的に国力につながるものであると捉えていると、私は長らくの研究で考えております。また文化や伝統は産業の競争力、地域の競争力に直結したものでもあります。戸数の多い、少ないの問題ではなく、文化、伝統は国益を生み、国力につながります。一方で、日本の地域社会というのは、補助金や公共事業に頼らなければ生活が難しくなっている現状もございます。こういう観点からも伝統木造というものの法的な位置づけ、限界耐力計算などの特殊な計算ではなくて、当たり前で建てられる建築として位置づけさせていただきたい。

建築統計年報には、在来木造をはじめ我が国の木造はその他扱いになっていると思います。また伝統木造は、在来木造と構造に対する考えも異なるものです。ですので最初は告示などから整備していただけたらと思いますが、ゆくゆくは日本の重要な文化ですので、大手を振って明確な位置づけをしていただきたいと思います。

○飯田座長 2点目は感想ですか。

○白井専門委員 海外と比した時の我が国の建築基準法そのものについて、そして、その中での伝統木造の明確な位置づけをご検討頂きたいです。日本も成熟した国家になりましたので、「最低の基準を定める」と始まる建築基準法自体の見直しもあるのではないかと、思います。

また林業から見ても伝統木造とそれに関連する産業、文化は重要です。集成材の値段は1m<sup>3</sup>当たり8,000円ぐらいなのです。伝統木造では、無垢材を多用し、そこで使う木材は1m<sup>3</sup>当たりその倍以上の価格で取引されているものが多いです。住宅の工事費に占める木材の価格というのは1割ぐらいなので、そこできちんと適正に日本の国産材を購入していただけたら方々の産業などを法制度的にも明確にさせていただけると、地域社会の自立性に、持続性に寄与していくのではないかと思います。

○吉田委員 関連した質問なので御一緒にさせていただいていいですか。日本のいい木材、多分いい木材なのだと思うのですが、JASマークがあるのはわかりますが、グローバルスタンダード、例えば食べ物の分野ではハラール対応をしていますとか、コーシャ対応していますといった基準がありますが、同じようなスタンダードはあるのですか。

なぜそういうことをお伺いするかというと、日本で成長したたくさん原木をどうビジネスにするかという議論だともおますが、私がいつも思うのは、世界には200カ国もの国あるのだからそれ相応の輸出が可能な国があるだろうと思っています。その前に道がキチンとできていないので、トラクターが通らない、などいろいろな諸問題はあります。しかし今後環境森林税も課されると、そうした諸問題は解決の方向に向かうと考えます。そうなる売り先を考えなければならないのですが、そのためには、情報発信力が必要になると思います。これから売り出していく素晴らしい木材や加工品をどのように外に向かって発信しているか。その点、林野庁ではどのような工夫をしているのでしょうか。例えばオリン

ピックみたいなものを見据えて、ここで何かトレードショーみたいなものをやるとか、今、既にやっていますとか、というアイデアはどうでしょうか。海外を含めて発信することが大切だと思います。木に関してはイメージがつかないのです。食品とか、ファッションだったら私が語るができますが、木に関しては違いもわかりにくい。だけれども、世界スタンダードに合致するようなスタンプがあるのか、もしくは何か皆さん工夫しているなどところで発信していっていいのかな、という工夫をしておられますか。たしかあと10年しかないのですよね。

○飯田座長 では、まずは真鍋審議官からで、次いで木材の基準について牧元次長からお話をいただければと思います。

○真鍋大臣官房審議官 吉田先生、ありがとうございます。

建築基準法のそもそも目的が国民の生命、健康、財産を守るための最低限の基準を定める。それによる規制を行う。規制に適合しないものについては違反ということになりますので、処罰の対象になる、あるいは建てられないというような体系でございますので、その中に質の向上、質を上げていくということを設定するのはなかなか難しいと思いますけれども、言われるような伝統的構法のもの、あるいはもう少しレベルの高い性能を持ったものを誘導していくのも大事なことだと思います。

住宅の部門ですと住宅の品質確保の促進等に関する法律、御存じだと思いますけれども、例えば住宅の性能表示のようなところで高い耐震性や高い防火性について表示を行うことで、これを広げるような体系もございますが、伝統的なものをさらに広げていくことになると、なかなかこうした仕組みはうまく当てはまらないと思います。そうした意味で私どもは和の住まいというようなことで、伝統的工法を用いた建物を中心とするトラディショナルな構法による建物、住まいについての普及啓発など、これは全国で順繰りにシンポジウムなどを設けさせていただき、その中でさまざまな支援策や、例えばこういう告示の改正もまだ御存じない方は大勢おいでになると思いますので、そうした普及をしていきたいなと思います。建築基準法の規制とそうしたものは切り離して考える必要があろうかなと思いますので、さらに検討してまいりたいと思います。

○牧元林野庁次長 林野庁でございます。

まず昨年以來、林業の成長産業化ということで先生方には御議論をいただきまして、本当にありがとうございます。

今、御質問のあった点で、まず1つはそういう農産物におけるGAPのような国際的な規格なりがあるのかという御質問でございますけれども、これについては農産物のような国際的な規格はないと承知しております。というのはこれは私の個人的な推測でございますけれども、農産物ほど多種多様というわけではなくて、基本的には構造材に使えるようなものであれば、かなり国際商品として均質性があるという観点で、特段そういったものは設けられていないのではないかと承知をしております。

そういう中で今、吉田委員から御指摘がありましたように、海外への発信はどうするの



かという御指摘がございます。きょうも実は新聞でも木材の輸出が大変伸びているという報道がなされたところでございます。これはほぼ報道のとおりでございまして、昨年は一昨年に比べて大幅な伸びを今、記録しているところでございます。主として例えば中国向けとか、これは丸太が中心でございすけれども、あとはアメリカ向けのフェンス材とか、そういうところの輸出が今、非常に伸びているところでございます。

ただ、私どもとしてももっとより付加価値の高いような製品輸出というものをもっと促さなければいけないのではないかと考えておりまして、まず1つは海外における規制撤廃みたいな話なのですが、これも報道にも出ておりましたが、中国の輸出はなぜ丸太中心だったかという、先方の建築基準法に当たるような規制があって、日本の材が向こうの建築には使えなかったという規制があったのですけれども、どうもこれが8月からは使えるようになるということもございすので、こういうものを契機にぜひ伸ばしていきたいと思ひますし、また、海外の発信ということでは例えば日本の住宅について材だけではなくてつくり方も含めてお示しをして、こんないい家ができますよというアピールを今も各地で行っているところでございすけれども、そういう取り組みはぜひ強化していきたいと考えているところでございます。

○飯田座長 その点に関して、いわゆる日本の例えば普請文化そのものを海外に発信していくという点について、例えば世界文化遺産登録等になると、どうしてもどちらかという林野庁よりは文化庁となって、その一方で産業振興だと建築は国土交通省なのですが、産業化だと経済産業省だったりということなのですが、そういった海外への木造建築または普請文化、木造文化の発信について省庁横断的な取り組みみたいなものは現在、行われているのでしょうか。質問です。

○牧元林野庁次長 御指摘ありがとうございます。今、御指摘がございましたように確かに関係省庁を非常にまたがるところでございすので、国土交通省さんとは先ほど審議官からお話いただいたように、まさに日常的に意見交換をさせていただいているところでございすし、経産省等ほかの省庁も含めて、特に輸出拡大というのはまさに政府全体としての大目標でございすので、関係省庁ともよく連携をして取り組ませていただいているところでございす。

○飯田座長 では白井専門委員。

○白井専門委員 2点お尋ねしたいことがあります。林業の補助金がかかり乗った状態の原木なり製品を輸出するというのは、外国の方に税金で割引した木材を売っていることではないでしょうか。もう一つ、JASについてです。例えば今、公共建築物に木材を納めたいと思ひ、5万m<sup>3</sup>以下の中小の製材業も頑張っています。その場合JASを取らなければいけない。そうすると今JASはどうなっているかという、スギの平角、スギの正角、ヒノキの平角、ヒノキの正角など、樹種と規格によって、一個一個料金を支払わなければなりません。

平角と正角でも同じ製材機でひいていたりするのです、しかしそれぞれでお金を払わなければならない。またそれがヒノキとスギで違えば料金が倍かかる。JASの認定を取る、そ

の後、更新のためにまた手数料を払う。林業従業者1人の1年の人件費に相当する負担になっています。これは現実的ではないと思います。例えばISOのように生産プロセス自体に認証を与えてはどうですか。木材に関して、例えば集成材とかLVLは半ば工業製品ですので、そういうところは抽出調査など必ず検査しなければいけないので、JAS制度に合っていると思います。しかし木材に関しては5万m<sup>3</sup>以下の製材所はコンビニのようなもので、少量多品目で、多種多様な製品をそろえているというか、作ります。そういうところにスギだ、ヒノキだ、正角だ、平角だ、そして機械等級によるものなのか、目視等級によるものなのか、掛け算式で手数料がふえていくのは、現実的ではないと思います。

例えば、量的に更新の手続がとてもではないけれどもできないというところは、その出荷ごとに検査を受けることになります。しかし5、6本出荷したいといったときに、検査のための試験に同数を納めなければいけなかったりします。するとコストは倍になる。現実的ではありません。公共建築物になるとかなり大断面のものを納めることができる。そうすると非常に付加価値の高いものを出荷できるチャンスなのですが、その道も閉ざされてしまう。中小の地場の企業には適した仕組みになっていないと思います。JASも木材については、地域で整備されてきた優良木材のように、年10万円切るぐらいの手数料で済む仕組みに変えていただきたいと思います。

○牧元林野庁次長 前段に輸出の補助金云々の話がございましたので、まず前段のほうを私から発言させていただきます。

まず木材について、補助金をつけた上で輸出しているのではないかという御質問だったかと思いますが、まず輸出に当たって輸出補助金的な木材に対する補助金みたいなものは一切出していないということについて、御説明をさせていただきたいと思います。

林業に対する補助金というのは、基本的には生産性向上のための基盤整備、例えば路網をつくるとか、あるいは機械を導入するとか、そういったことのまさに生産性を上げるための補助ということで行われてございまして、何か木材の輸出に当たっての補助が行われているというところは、そういう事実はないということは御説明させていただきたいと思います。

○白井専門委員 例えば主伐ではなくて間伐であると、間伐に対する補助金がついていると思います。そうすると生産業者の方々は補助金で木材の価格を下げようとされる。そうすると本来もう少し高く売れるのではないかと思われるものの、値段が下がっていると思われれます。主伐はもちろん補助金はないと思いますが、間伐の場合は補助金があり、それを販売していると思います。その場合、税金で引き下げられた木材を、そのままの値段で国外に売るのでしょうか。適正な価格で販売されているのでしょうか。

○吉田委員 1点よろしいですか。今回発表になった森林環境税ってすごい唐突感があったのです。いつの間にか1,000円取られるような気がして。また、森林環境税を今年取られて来年もまた取られるのか一般の方に知られていないと思うのです。何で急に森林環境税が取られることになったのかも含めてやはり理解をえるために情報を発信することが必要

なのです。

それで先ほどの海外の話がでしたが、実はこの前、牧元様と話をさせていただいて以来すごく興味を持って、商社やその他の方に私も発信をし始めています。意外と皆さんビジネスとしてはまだ考えていないように感じました。お会いしたのは経済界のトップの方々でしたが、日本の現状もご存じないようでした。これはまずいと思いました。それで森林環境税ですが、これも発信の対象にするのはどうかなと思います。多分ハレーションはあるだろうなと思いますが、まだ税金が徴取されることすら知らない人たちも多いので、これを逆にいい発信のきっかけにしてしまえばいいと思うのです。例えばその背景にある環境と合わせて説明するとか、色々な発信の方法があるのではないのでしょうか。戦後、植林をした現状も説明の題材になると思います。2020年のオリンピックを利用したビジネスの可能性は考えられないのでしょうか。それと一緒に一般のみなさんに今後のプランをPDCAをいれて提示するとか、その中で輸出増加のプログラムも提示するとか、そういったことを考えるのはいかがでしょうか。何か歯がゆいのは、発信が足りないので、いいビジネスのきっかけをミスしているような気がしています。オリンピックとか、いろいろなイベントに絡ませて“美しい話”を作り、海外、国内への発信すればチャンスを引き寄せるようになるのではないのでしょうか。森林を環境という側面から見て、すなわちCSRとして活動をしている企業も多いのもったいないなと思います。

○飯田座長 ではJASの規格について井口様から。

○井口林野庁木材製品技術室長 林野庁の井口でございます。

JASの関係でございます。

まず今のJASの仕組みについてなのですけれども、品質をきちんと担保するという観点から、今の仕組みでは先ほど委員が言われたように、いわゆる生産システムを認証するという形になっています。それはその工場にちゃんと品質管理をするための人員が配置されているか、記録をつけるか、そういったようなことをチェックして、工場全体を認定するという仕組みをとっております。

もう一点目の認定料の件。確かに一部の業者から高いのではないかという声が聞こえております。これも委員が先ほど言われたように、木材のJASの格付が1割程度しかないということで、これは鶏と卵の関係と言ってしまうとそれまでなのですけれども、なかなかそういった認定を取る方が少ないと検査機関のほうも、これはボランティアでやっているわけにはいかないので、どうしても一定の価格設定をせざるを得ないという状況になっています。

そういったこともあり、林野庁としてはJAS材の流通をふやしたいということで、今年度の補正あるいは来年度の予算においてかなり大型な補正予算を計上して、JASの木材の需給がふえるような予算なのですが、そういった措置を講ずることによって需要をふやして、結果として最終的に認定料の引き下げにつながるようなことになればいいなと考えております。

○飯田座長 では、金丸議長代理いかがでしょうか。

○金丸議長代理 まず国土交通省様に質問があるのですが、御説明の一番方針として科学的根拠あるいはより合理的な視点でいろいろな規制を見直されていることについてはきょうよく理解できて、ぜひそれを進めていただきたいと思うのですが、例えばCLT先進国と比較したときに、耐震のところは国ごとに地震国と地震国でないので差があると思うのですが、耐火のところについてCLT先進国と我が国の規制というのは違いがありますか。我々の規制のほうが厳しいのか厳しくないのか、その違いについて教えていただきたいのが1点。

林野庁に御質問は、今回は林業を成長作業化しようという視点できょうの議論があると思うのですが、国土交通省が規制を見直した場合に木材の活用の方が広がるというので全体の市場が広がる。だけれども、その市場は広がるのだけれども、CLTも含めてその中に国内の木材がより多く使われる可能性についてはどう考えているのか。要するに原木で輸出して、CLTは輸入しているものなのか、あるいは国内でどんどん付加価値分を取り込んだ形で生産可能なのか。成長産業化につながっているのかどうかについて、そのシナリオがあれば聞かせていただきたいということ。

それから、林野庁さんにもう一点は、今の国土交通省様と林野庁が林業を成長産業化していく上で要望している規制、ここは変えてほしいということで要望されているのはどのようなことがあるのですか。きょう出た以外のところでもしあるのかなのか教えてください。

以上です。

○飯田座長 まずは牧元様からがいいですかね。

○牧元林野庁次長 まず1点目の御質問で、今回の規制の見直しによって国内の市場が広がるのかどうかという観点でございませけれども、これは私ども大変大きな国内の需要拡大のチャンスだと考えております。

例えばCLTにつきましても、現在、輸入はないと承知しておりますので、今回、一連のことでCLTがより使いやすくなれば、国内のまさに木材需要に直結していくと考えておりますし、一連の建築基準法の見直しによる規制緩和によりまして、特に都市において木材が使いやすくなれば、これは新たなマーケットということでございませので、国産材にとっても非常に大きなチャンスではないのかなと考えているところでございませ。

2点目の御質問の要望ということについては、これは国交省さんからお話がございましたように、私ども日常的に意見交換させていただいておりますし、業界の要望もいろいろとお聞きの上でお取り組みいただいておりますので、基本的には業界の要望なりに対応した今の見直しをしていただいていると承知しておりますし、特に最後に御説明のあった木をあらわしで使えるようになる。あらわしというのは要は木そのもの表面に使えるということですよ。耐火とかの関係でボードとかを貼らなくて、木そのままの面で使えるという、俗にあらわしと言っておりますけれども、あらわしで使えるようにするというのは業界か

ら大変御要望のあったところがございますので、それに対応した見直しをしていただいているというふうに承知しております。

○飯田座長 真鍋さんからいかがでしょうか。

○真鍋大臣官房審議官 金丸先生から御質問があった件でございます。諸外国の建築規制はさまざまでございます。言われるように日本と比べて緩やかな規制を置いているところもあれば、そうでないところもあるということで、一概になかなか比較しづらいところがございます。言われるように、まず地震に対する強さについては、日本は非常に大きな地震が頻繁に起こりますので、そうしたことでの備えという点での規制は、なかなか緩和することは難しいのかなと思ってございます。

また、火災につきましても地震が起こったときの大火事が広がる危険性ですとか、あるいは木造の建物が比較的稠密に立ち並んでいるという現状を考えますと、現在の規制をいきなり緩やかにすることは難しいと思えますけれども、例えば北米、カナダやアメリカなどでは木造の建物なのですが、スプリンクラーがございますね。火災が起こったときに初期消火をするための設備でございますけれども、そうしたものをつけることによって、それが一定の性能があることを見込んで、スプリンクラーがある場合とない場合について規制の中身を変えまして、少し緩和をしているというようなことがあるように聞いてございます。

そうしたことを考えますと、同じように消火の力といいますか、消火のための体制ですとか、その効果を見込んだ上で日本の建築基準にどう生かしていくのかというのは、1つ課題だと思ってございます。

そうした観点で今、審議会で御議論いただいているものの中にもこういったスプリンクラーを設置するしない、あるいは外部からの消防力を念頭に置いた上で、今は原則として3階以上の建物については耐火建築物というような燃えない、倒れない建物にすることを原則として求めているのですけれども、そうした消防力、消防の効果を考えたときには、必ずしもその規制を杓子定規に守らなくても代替できる部分、あるいはもう少し柔軟にできる部分があるのではないかということはあるかと思えますので、そうした諸外国の規制の内容なども参考にしながら、今まさに検討を深めているところでございます。御指摘はそのとおりだと思います。ぴったり同じになるかどうかは今のところまだわかりませんが、そうした考え方を取り入れて建築基準の合理化をするというのは必要なことかと思えます。

なお、日本の中でも全くスプリンクラーを考慮していないわけではなくて、例えば、調理をするとかさまざま火を使うような部屋について内装制限というものを設けているのですが、スプリンクラーですとか排煙設備を設けた場合については、一部そうしたものは規制緩和するというようなことで導入している例はございますけれども、今、申し上げましたような建物の規模そのものに至るような大きな見直しというのはまさに課題でございますので、取り組んでいるところでございます。

○牧元林野庁次長 吉田委員からの御指摘でございます。

まずはオリパラなどを契機に木材について情報発信をすべきではないかというのは、これは全く御指摘のとおりでございますので、ぜひ我々も少しでも頑張っていきたいと思っております。

森林環境税については、実は新たな森林管理システムということで去年この場でも御議論いただきましたけれども、森林が非常に所有形態が小規模零細なものですからなかなか集約化が難しい。これを今回、市町村の力を借りてなるべく集約して、経済的にうまく回るものは意欲と能力のある担い手に渡していこう。一方、渡し切れないような奥地とか条件の悪いものについては、市町村が中心になって整備しなければいけない。そのための財源として森林環境税を使わせていただくということでございまして、まだまだこれについても国民の皆さんに対する情報発信が不足しているという御指摘かと思っておりますので、趣旨なりをよく御理解いただけるように進めていただきたいと思いますと思っております。

○飯田座長 あと、今後この建築基準法に関する検討と規制改革、規制緩和というものを本会議でも大きなテーマとしていきたいと考えておりますが、国土交通省さんのほうで今後このいわゆる基準法の改正または緩和の検討のスケジュールみたいな、そういった時系列をお示しいただければと存じます。

○真鍋大臣官房審議官 先ほど資料の中で簡単に触れてしまったのですが、今、社会資本整備審議会建築分科会で御議論いただいている見直しの方向性につきましては、できれば近日中にその答申を取りまとめていただきたいと思いますということでお願いしてございます。30日でしたか、次回、会合がございまして、そちらでおまとめいただきたいと思いますので、その後、間をあかず答申を取りまとめていただけるのではないかと考えております。

その答申を踏まえまして、建築基準法の改正案を通常国会に提出してまいりたいということで、現在、私どものほうで準備を進めさせていただいているところでございます。ただし、建築基準の具体的な、技術的な基準については法律レベルというよりは告示ですとか、もう少し下位の位置づけになろうかと思っております。そうしたことを考えますと、施行までの間にまだ時間がございますので、その間に技術的な検討を深めていくことになってこようかなと思っております。

○飯田座長 ありがとうございます。

今回の議題でもある木材の利用を制限する規制・基準等の見直しについては、今後も木材利活用促進のために見直し、継続して検討していきたいと思っております。今後も木材の利活用を促進するために強度や防耐火基準の見直しを行い、CLT等、新たな建材の利活用、JAS基準の見直し等の観点から、さまざまな提言をしていきたいと考えております。

今後、農林ワーキング・グループとしても新たな手法を用いて木材の利活用を促進しようとしている事業者、また、学識経験者の方々から意見を伺い、さらに議論を深めていきたいと考えております。

国土交通省におかれましても、社会資本整備審議会での今後の建築基準等のあり方について御議論され、近々の方向性が出ると伺いましたので、農林水産省における木材の利活用の促進についての御意見と御検討内容等を踏まえて、ワーキング・グループでさらに議論を進めてまいりたいと存じます。御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議はここで終了いたします。お忙しいところ御参集いただき、ありがとうございました。

事務局から何かございますか。

○佐脇規制改革推進室参事官 次回の日程につきましては、後日、御相談の上、御連絡いたします。

○飯田座長 それでは、会議を終了いたします。